

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項目		2 農地内への用地取得・土地造成等
担当部局		交通基盤部農地局 農地利用課
企業からの意見		① 工場隣地に専用駐車場を造成したいが、農用地区域であるため開発ができない ② 農地法における農業生産法人の構成員要件のハードルが高い
規制の目的・現状		① 農振法においては、農業振興地域内に市町が農用地区域を設定し、農業の近代化のための施策を総合的・計画的に推進することとしており、これを農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、法第13条第2項第1号から第5号に掲げる要件を満たす場合に限り、変更することができる。 ② 農地法においては、農地の所有権を取得できる法人の範囲を、原則として、農地又は労力の提供等を行う者を主たる構成員とする農業生産法人に限定している。
該当法令等		① 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ② 農地法第2条第3項及び第4項
他県の状況（他県比較）		①②ともに法令に基づくものであり、全国一律の取扱い（他県においても同様）
これまでの見直しの状況		① 平成21年農振法改正により農用地区域からの除外要件を追加（認定農業者等の農用地の利用集積に支障がある場合の除外不可） ② 平成21年農地法改正により構成員要件や関連事業者等の議決権制限等を緩和
見直す場合の手続き		①②ともに地方公共団体の裁量(条例、規則の制定等)による対応不可
規制緩和による影響	規制する側	国民への食料の安定供給の基盤である優良農地が確保できなくなるおそれがある。
	規制される側	開発行為を開発者側の意向により進めることができる。
規制緩和の方向性		① <u>政府は農地転用許可の事務・権限移譲等に係る対応方針を27.1.30閣議決定し、法律改正すべき事項は27年通常国会に提出する予定。</u> ・ <u>4ha超：国との協議を付した上で、国から都道府県に移譲</u> ・ <u>2ha超～4ha以下：国との協議を廃止</u> ・ <u>許可制度等を適正に運用できると認められる市町村には都道府県と同等の事務・権限を付与</u> ② 政府は規制改革実施計画（26.6.24閣議決定）において、農業生産法人の役員要件及び構成要件を見直すとしている。
規制を維持する場合はその理由		① 「農用地等の確保等に関する基本方針」（平成22年6月11日農林水産大臣策定）において、非農業的土地需要へ対応するための農用地区域内からの農地の除外は、より適切かつ厳格な運用を図ることとしている。